

環境影響評価制度の見直し（案）について

1 見直しの理由

本県では、平成 11 年 6 月に長野県環境影響評価条例を環境影響評価法と同日に施行し、事業の実施に伴う環境保全への適正な配慮がなされるよう、法と条例の一体的な運用を図ってきた。平成 19 年 10 月には風力発電所を条例対象事業に加えたが、平成 25 年 4 月から環境影響評価法の改正により法対象事業に新たな手続が導入されたことや、大規模太陽光発電事業の出現など、本県の環境影響評価制度をめぐる状況に大きな変化が生じてきていることから見直しを行う。

2 主な見直し（案）の内容

(1) 法改正に伴う手続の導入【資料 2】

計画段階環境配慮書手続について、事業の検討段階から環境配慮を行うことで環境影響の一層の回避・低減が期待できることから、本県においても積極的な導入を図る。

ア 計画段階環境配慮書の作成

第 1 種事業は義務規定、第 2 種事業は国・地方公共団体等が行う事業は義務、それ以外は努力義務規定とする。

イ 計画段階配慮書に係る手続

知事意見の提出、関係市町村・技術委員会からの意見聴取、事業者が行う住民からの意見聴取については、義務規定とする。

(2) 他自治体を参考にした新たな手続の導入【資料 3】

ア 事後調査に係る手続の充実

事後調査の重要性に鑑み、事後調査計画書の作成・公表や、事後調査報告書の公表や意見聴取等の手続を義務規定として積極的に導入し、事後調査に係る手続の充実を図る。

イ 第 2 種事業判定における技術委員会からの意見聴取

ウ 法対象事業に対する条例手続の適用

条例対象事業より規模の大きい法対象事業に対して、法の趣旨に反しない範囲で、事業着手届・事業完了届の提出、立入調査、必要な手続を実施しない場合の勧告・公表等の条例手続を適用する。

(3) 条例対象事業の拡大【資料 4】

今後さらに自然エネルギー事業の進展・拡大が見込まれることから、太陽光発電所の対象化を含め、「電気工作物の建設」について規定を整備するとともに、今後出現する可能性のある新たな大規模開発事業に対応できるよう「概括的な対象事業」の規定を新設する。

事業名	区分	対象事業となる規模要件		規模要件の考え方
		第 1 種事業	第 2 種事業	
電気工作物の建設 (現行：風力発電所の建設)	水力発電所	出力15,000kW以上	—	面的開発事業と同様に、法第 1 種事業の 50%とする
	風力発電所	出力5,000kW以上 (現行10,000kW)	—	
	地熱発電所	出力5,000kW以上	—	
	太陽光発電所	敷地面積が50ha以上	森林の区域等における敷地面積が20ha以上	他の面的開発事業を基本に、森林の区域等は太陽光発電事業の特性を踏まえ、より厳しい要件を設定
	送電線路	17万V以上 かつ 亘長が1km以上	—	電圧は他自治体及び電気事業法の基準を、亘長は近県の状況を考慮
工作物の用に供する一団の土地の造成	—	一団の土地の面積が50ha以上	森林の区域等における一団の土地の面積が30ha以上	「工業団地の造成」など他の面的開発事業との均衡を考慮

3 今後のスケジュール

本年 5 月に「長野県環境影響評価条例の改正に係る専門委員会」を設置し、環境影響評価制度の見直しについて検討を行うとともに、見直し（案）についてパブリックコメントを実施したところであり、本年中を目途に条例改正を行う。